

1. 基本チェックリスト

- 職員の就業前、就業後の体温測定 職員の手洗い・手指消毒の徹底 職員のマスクの着用
 入口及び施設内の手指の消毒液の設置 入園・入館者に対するマスク着用が推奨される場面でのお願いの周知
※沖縄美ら海水族館館内及び周辺の屋内施設は、マスクの常時着用をお願いいたします

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための入園・入館者整理の方法

- ①密にならないための対策
・最低限人と人が接触しない程度の間隔を保ちながら散策、観覧してください。
・館内が混雑しないよう、必要に応じて入館制限を行います。
・公園内でお客様が並ぶ場合、ベルトパーテーション等の設置により十分な間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行います。
②発熱等の症状のある方の入園・入館制限方法
・発熱や咳、頭痛等の症状がある方は原則として入園、入館をお控えいただきます。
③その他
・公園内に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求めます。
・公園内にて感染が確認された場合に接触確認アプリ「COCOA」及び沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート「RICCA」からの通知が受け取れるようアプリのダウンロードやQRコードの読み取りにご協力お願いします。

(2) 対人距離の確保の方法

- ①接触感染対策
・改札でのチケットもぎりは行いません。(券売所にて半券をお渡しします。)
・金銭の授受については、受皿(トレー)を使用します。
・少数グループ(家族等)がテーブルを使用する際は、他グループと十分な間隔(できるだけ2m(最低1m))を確保するようご協力お願いします。
・館内へのメイン導線の出入口を明確にし、入口/出口専用の導線を設けます。
②飛沫感染対策
・来園時は屋内やイベント開催時などマスク着用が推奨される場面においてはマスク着用のご協力お願いします。

(3) 施設の換気対策

- ・窓、ドア、排煙窓等を定期的に開放します。
・一部施設においては、ビル管理法における空気環境の調整に関する基準を継続的に満たすよう維持管理を適切に行います。
・建物内にCO2濃度計の設置を行い、建築物における衛生的環境の確保に関する法律によるCO2濃度基準値である1,000ppm以下になるよう努めます。1,000ppmを超える場合、建物への入場規制を行います。
・建物内にオゾン発生装置の設置を行います。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・高頻度に接触する箇所(手すり等)は巡回消毒を強化して実施する。
・共用物品(玩具等)やタッチパネル等を使用する際は、使用前、使用後に手指消毒するよう協力を求めます。使用後の共用物品等はスタッフが適宜消毒を行います。
・ベビーカー、車椅子、音声ガイド等は貸出前後に都度消毒を行います。

(5) その他基本的な感染拡大予防策

- ・トイレのハンドドライヤーは運転を中止します。
・トイレの混雑が予想される場合、十分な間隔を空けて並ぶようご協力お願いします。
・唾液等が付着するゴミは、ビニール袋に入れて密閉したうえでゴミ袋に入れます。
・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手洗いを行います。
・制服等はこまめに洗濯を行います。

(6) 注意喚起

- ・感染者が発生した際には来館者への注意喚起を行える体制を講じます。
・ホームページ、SNS、園内案内板等での感染拡大予防の注意喚起を行います。
・イベント開催時は、イベント特性に合わせたチェックリストを作成し、イベント会場へ掲示を行います。

参考

- ・内閣府:新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年9月8日変更)
・厚生労働省:HP「新しい生活様式」の実践例
・厚生労働省:令和4年9月8日付事務連絡
・厚生労働省:水際対策強化に係る新たな措置(「水際対策強化に係る新たな措置(34)」(外国人の新規入国制限、入国時検査、入国後待機及び入国者総数の管理の見直し)
・沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部:沖縄県新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインの作成について(令和2年7月17日更新)

附則

このガイドラインは、令和2年9月10日更新

- 令和2年10月10日更新
令和2年11月2日更新
令和3年5月6日更新
令和4年7月12日更新
令和4年10月12日更新